

長野市公共下水道特別使用許可要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市公共下水道条例施行規程（平成6年長野市水道局管理規程第7号。以下「規程」という。）第25条の規定に基づき、長野市公共下水道条例（昭和41年長野市条例第122号。以下「条例」という。）第29条第1項に規定する長野市公共下水道（以下「公共下水道」という。）の特別使用許可について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水区域 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第1項第7号に規定する公示区域をいう。
- (2) 基本計画区域 長野市公共下水道基本計画書に定める計画区域をいう。
- (3) 区域外排水施設 排水区域外の汚水を公共下水道に流入させるために設ける排水施設で、公道に属する部分の管渠等をいう。

(申請の審査)

第3 長野市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、規程第21条に掲げる申請書を受理した場合は、速やかに、その内容を審査し、許可の可否を決定するものとする。

- 2 前項に規定する審査は、営業課長及び下水道整備課長で組織する審査会で行うものとする。
- 3 審査会の招集は、下水道整備課長が行うものとする。
- 4 審査会は、第1項に規定する審査を行う場合において必要と認めるときは、申請者又はその代理人の出席を求め、その意見を聞くものとする。
- 5 前3項の規定にかかわらず、下水道整備課長は、必要に応じ、書面の回議により審査し、審査会を省略することができる。

(許可の基準)

第4 管理者は、公共下水道の特別使用許可に係る申請（以下「申請」という。）が、次の各号に掲げる基準をすべて満たす場合には、公共下水道の特別使用（以下「特別使用」という。）を許可することができる。

- (1) 申請に係る排水設備の設置場所が基本計画区域内又は基本計画区域と基本計画区域外を隔てる公道に接する基本計画区域外の土地であること。
 - (2) 特別使用に必要な下水道施設の築造が技術的に可能であること。
 - (3) 公共下水道の維持管理に支障をきたすおそれがないこと。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、管理者は、特に必要と認めるときは、特別使用を許可することができる。

(許可の期限)

第5 特別使用の許可期限は、申請に係る排水設備の設置場所の属する地域が排水区域に編入される日までとする。

(許可の条件等)

第 6 管理者は、特別使用を許可する場合は、次の各号に掲げる条件等を付するものとする。

- (1) 使用者は、区域外排水施設の築造費及び築造費に係る事務費（下水道本管工事と同時に施工された下水道取付管の費用を除く。以下「工事負担金」という。）の全額を負担すること。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りではない。
- (2) 区域外排水施設に係る工事の設計及び施工は、管理者に委託するとともに、工事完了後は、直ちに寄附申込書（様式第 1 号）により当該区域外排水施設の寄附を管理者に申し込むこと。
- (3) 第 3 の審査会において付された条件を遵守すること。
- (4) 使用者は、前各号に規定する事項のほか、管理者の指示事項を履行しないため上下水道局に損害を与えた場合は、その損害に相当する額を賠償すること。

(許可の通知)

第 7 管理者は、特別使用の許可を決定した場合は、公共下水道特別使用許可書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(事務分掌)

第 8 公共下水道の特別使用許可に関する事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

営業課

- (1) 特別使用に係る排水設備工事に関すること。

下水道整備課

- (1) 許可申請書に関すること。
- (2) 区域外排水施設の築造に関すること。
- (3) 区域外排水施設の築造に係る工事負担金に関すること。
- (4) 区域外排水施設に係る取付管等の築造に関すること。
- (5) 区域外排水施設の寄附申し込みに関すること。
- (6) 区域外排水施設の維持及び管理に関すること。

(補則)

第 9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 関係）

寄 附 申 込 書

年 月 日

（宛先）長野市上下水道事業管理者

住所

氏名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付けで許可のあった公共下水道の特別使用に係る区域外排水施設については、寄附したいので申し込みます。

記

1 施設の設置場所

2 施設の規模

3 工事金額

4 寄附物件の引渡し予定年月日 年 月 日

5 添付図書

位置図

竣工図書

その他管理者が必要と認める書類

様式第 2 号（第 8 関係）

長野市上下水道局指令 下整第 号

公共下水道特別使用許可書

様

年 月 日付で申請のあった公共下水道の特別使用については、
長野市下水道条例（昭和41年長野市条例第122号）第29条第 1 項の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

長野市上下水道事業管理者



記

- 1 排水設備の設置場所
- 2 放流水の種類
- 3 許可の期限 排水設備の設置場所の属する地域が排水区域に編入される日まで
- 4 許可条件等

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分の通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は上下水道事業管理者となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。